

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第2項	小児慢性特定疾病指定医の指定の取消し	母子健康課

- 1 処分基準は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の16に定める基準とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。